

平成30年度横浜市予算に対する要望書

一般社団法人 横浜建設業協会

労働力の減少と高齢化の進展を前提に経済規模を維持、拡大させるには、1人当たりの生産性を向上させ、新たな産業を創出することが求められます。こうした発想に沿って「第4次産業革命」が掲げられ、建設業など既存の産業構造そのものや生産システム、働き方にも強い影響を与えることは確実とみられます。そして、今、建設業は「建設産業」に脱皮すべく国の指導のもと改革に取り組んでいます。

国土交通省が、こうした流れの一環として生産性向上策である i-Construction を推進している状況は、すでに建設業にも影響が出ており、当協会としても、その動向を今後とも注視していく必要があると考えています。

建設業が、古い3K（キツイ・キタナイ・キケン）のイメージから脱して、新しい3K（給料高い・休日多い・希望が持てる）を定着させていくには、生産性の向上はもちろん、発注・施工時期の平準化等の問題を解決しながら働き方改革を実現しなければなりません。

賃金の引き上げについては、適切な賃金水準を確保するため、公共工事設計金額の適切な設定と安値受注の廃止、さらに改正品確法の趣旨が徹底され、建設業者が賃金の元手となる「適正利潤」を確保できるようにすること、また、建設業界は4週間の平均休日取得数が4.6日と産業界全体で見ても低い数字になっている現状を改善し、社会では当たり前になっている週休2日制を至急実現すること等に取り組まなければ若年者の入職を図ることはできません。殊に、長時間労働の是正に関しては、発注者側の考え方を大きく変えていただくことが重要であり、それによってこれまでの仕事のやり方が変わっていくものと思われます。

以上の情勢を踏まえ、平成30年度の予算編成にあたっては、以下の事項に関して特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1. 市内企業の受注機会の確保・拡大について

横浜市においては、平成22年4月から施行された中小企業振興基本条例の精神に基づき、市内土木・建築業者に対して、適切な分離・分割発注の考えを適用しつつ、公共工事に対する市内中小企業の参入機会のさらなる増大に途を開いてきていただいています。

今後とも、こうした取り扱いが定着していくと同時に、市内土木・建築業者の参入機会が拡大していくようご尽力を賜るようお願いいたします。

(1) 市民病院再整備事業について

診療棟については、平成29年5月9日、すでに総合評価一般競争入札を行うことが公告されました。また、管理棟の着工は平成30年度になるものと伺っていますが、地元市内企業が1社でも多く参加できるよう要望します。

(2) PFI事業について

地元建設業者がコンソーシアムに参入可能な方式または制度を構築していただき、また工事施工においては、地元企業が1社でも多く参加できることにより、地元経済の振興を図っていただくよう要望します。

(3) ポスト北西線工事の発注について

横浜環状北西線関連工事の終了が見えてきた中で、北西線に代わる（ポスト北西線）工事を継続して発注していただくよう要望します。

殊に、整備の遅れている都市計画道路の早期事業化を要望します

(4) 公共事業予算の確保について

(ア) インフラ整備に向けて

社会的インフラの整備を基本的使命とする建設業者が不断にその使命を果たせるよう、今後とも、公共事業予算の安定的、継続的な確保を要望します。

(イ) 公共施設の保全・更新計画について

横浜市が策定した公共施設管理基本方針においては、施設ごとの実施方針である「保全・更新計画」を策定することとされています。

このことに関して、学校において、先般、建替えに関する方針が示されるなど、公共建築物については、ある程度中・長期的な整備計画が示されていますが、この計画を確実に履行し、市内建設業者に対して工事の発注量を確保して頂けるよう要望します。この発注見込みは、将来の人材確保、資機材への設備投資等に関係して建設企業の経営のかじ取りに大きな影響を与えます。

また、同様の理由で道路・下水・ごみ焼却場に関しても、中長期の保全・更新計画に基づき計画的に事業に取り組む、市内建設業者への発注量を継続的に確保して頂けるよう要望します。

2. 公共工事の入札・契約制度の改善について

(1) 適正価格での受注

(ア) 予定価格について

① 予定価格の積算について

横浜市が設定する予定価格は、現実よりも厳しい価格で設定されているのが実情です。予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保できるよう市場に見合った労務費及び資材等の取引価格を反映した積算を要望します。

殊に、特注品、特殊工法、希少工法、希少機種等通常単価で納入できない物について、見積係数の見直しを要望します。

② 公共建築工事における一般管理費等率の見直しについて

国は、公共建築工事積算基準を改定し、一般管理費等率を見直しました。この改定は平成29年1月以降入札公告する営繕工事から適用することとしていますが、予定価格の算出に大きく影響するので、横浜市においても、国に準じて早期に実施するように要望します。

(イ) 最低制限価格について

① 予定価格の95%以上の引上げについて

横浜市では、平成26年度に最低制限価格の設定範囲を予定価格の95%に拡大し、更に28年度には現場管理費を現行の90%に拡大する見直しをしていただきました。

然しながら、現状は市場に見合った価格に追い付いていない状況で、受注しても改正品確法の「適正な利潤」が確保できていません。将来に向けた担い手の確保・育成のためにも賃金の元手になる「適正な利潤」の確保は必須であるので、最低制限価格の下限を予定価格の95%以上に設定するよう要望いたします。

② 一般管理費に乘じる率の引上げについて

上記①の実現のために、最低制限価格算定式における一般管理費に乘じる率を引き上げることを要望します。

(ウ) 総合評価落札方式における低入札制度について

① 低入札制度の廃止について

安値受注を助長し、ダンピングを容認する総合評価落札方式における低入札制度を廃止するよう要望します。参加したい工事でも総合評価落札方式だと低入札制度があるため適切な価格で落札できないことが多く参加をちゅうちよすることがしばしばです。

少なくとも、国土交通省の運用にならった制度にさせていただくよう要望します。

② 低入札対象の減点措置について

調査基準価格を下回る応札をした者に対して特別簡易型の5点減点対象と同様に標準型・簡易型についても減点対象とするよう要望します。

(2) 効率的な入札制度への変更について

(ア) インセンティブ発注の増加について

優良工事施工業者、災害協力事業者、建設機械所有等の事業者が入札参加できる条件の物件を増やすよう要望します。

(イ) 開札時の最低入札金額の公表について

開札時に落札候補者の業者名公表は難しいとしても、最低入札金額は公表するよう要望します。

(ウ) 入札参加の資格について

① 配置技術者の施工実績

入札参加条件の施工実績を「会社または配置技術者」と変更していただくよう要望します。

会社として実績はないが、配置技術者は実績があるにもかかわらず入札に参加できない場合があります。コリンズがあるのに活用されません。

② J V発注工事における構成員参加条件の緩和について

大型工事における入札参加のJ V結成において、構成員には施工実績は求めないでいただきたい。施工実績まで求められると入札参加の機会を狭めて適正な競争入札にならない恐れがありますので、施工実績は求めないよう要望します。

(エ) 設計変更について

① 工事遅延に伴う経費の取り扱いについて

契約済みの工事で、請負者の責任以外のことで（近隣の問題・他企業との協議）、現場職員が拘束されることが多々見受けられます。企業にとっては貴重な人員であり、工事の中止期間中の経費は、期間の長短に関わらず、変更の対象としていただくよう要望します。

② 設計変更の場合に見積を徴することについて

工事期間中設計変更の事由が生じた場合に、特に特注品、希少工法、希少機種等通常単価で納入できない物も多く、また、当初の工期内で終わらないケースもあります。

設計変更を行う場合は、その時の納入単価について、発・受注者双方見積もりを取り協議に基づき変更金額を算出していただくよう要望します。また、工期の延期も見直していただくよう要望します。

③ 設計変更遅延に伴う請負者の立て替え払いの負担について

多くの工事において、設計変更契約及び変更金額の確定が後回しになったり、竣工間際の最終変更まで金額が決まらないという事があります。このように工事の進捗が50%を超えても設計変更契約ができていないために、中間前払い金の請求ができず、複数の工事を受注している場合などは、請負者の工事費の立て替え払いが数億円にもなり大きな負担になります。

設計変更を迅速に進め、工事の進捗に応じた中間前払いができるよう改善をしていただきたく要望します。

④ 議会承認案件の設計変更について

議会承認案件で設計変更の事由が生じた場合には、工事費の増減が認められることは、実際上は困難で増加分を請負業者が負担しているのが現状です。議会承認案件であっても適切な設計変更、変更契約が行われるよう要望します。

⑤ 工期と設計変更について

複数年度を跨ぐ工期の場合では、最終年度は設計変更を受け付けしない場合が見受けられます。また、その時は、請負者の責めによらない事由による設計変更であっても受け付けない場合も多く見受けられます。着工から竣工まで全ての工期で発注者は請負者からの設計変更の要求に応じていただくよう要望します。

(オ) 建築工事について

① 営繕工事における入札時積算数量書活用方式について

国は改正品確法の基本理念に基づき、本年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事から「営繕工事における入札時積算数量書活用方式」を実施しています。従来数量公開されている工事積算内訳書は「参考」であり、契約後の取り扱いについて明確な位置づけがないために、契約後の発注者の運用にバラツキがあったことを踏まえた対策とされています。

横浜市においても、同方式を早期に実施していただくよう要望します。

② 設計内訳書と設計図の差異が生じた場合の取り扱いについて

設計内訳書と設計図の差異が生じた場合、内訳書の数量・項目が設計図よりも多い場合と少ない場合では取り扱いが異なっています。内訳書が設計図よりも多い場合は設計図通りの施工とし、差異の部分は減額対象となります。内訳書が設計図よりも少ない場合は、請負者に増額は認められずに、そのまま請負者の負担とされることが多くあります。公平の観点からも増額を認めるような取り扱いをして頂くよう要望します。

③ 建築工事における一括発注について

建築工事（改修工事を含む）においては、建築の元請業者が設備工事部分も含め建築物全体の安全性、納まり、工程について調整を行い、統括管理を行っています。

建築工事について落札者が決まったにもかかわらず、設備業者の落札者が決定しないために建築落札者の着工が遅れたり、やむを得ず建築落札者が設備工事に含まれている部分を先行して引き受けて施工しなければならないなどの弊害も見られますので、建築設備一括発注でスムーズな施工のできることを要望します。

（注）大型工事のケースで、分離・分割発注をお願いすることがありますが、これは地元中小建設業者にも受注機会が与えられるよう分離・分割できる部分は、そのような取り扱いをしていただきたいという主旨であります。

3. 発注・施工時期の平準化について

（1）早期発注や国庫債務負担行為の活用について

担い手三法の運用指針の趣旨を踏まえ、早期発注や国庫債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注を推進し、年度内の工事量の偏りを減らし施工時期を平準化するよう要望します。

（2）発注物件の分散化について

年度を通じて工事発注を分散化することを要望します。

（3）学校改修工事について

学校改修工事は夏休みに集中して実施することが多いため、十分な計画や段取りをして進めていく必要があります。このため第一四半期でも4・5月に発注していただくよう要望します。その他の施設は時期をずらして第二四半期からとし、時期の分散化を要望します。

4. 週休2日制実現のための施策について

担い手の確保のため若年者の入職促進を図ることは喫緊の課題です。このため、早急に週休2日制を実現していく必要がありますが、適正な工期の設定、労務単価のさらなる引き上げ、日常業務における提出書類の簡素化等の諸問題の解決が必須であると考えられます。これらの解決に向けた総合的な取組を行うよう要望します。